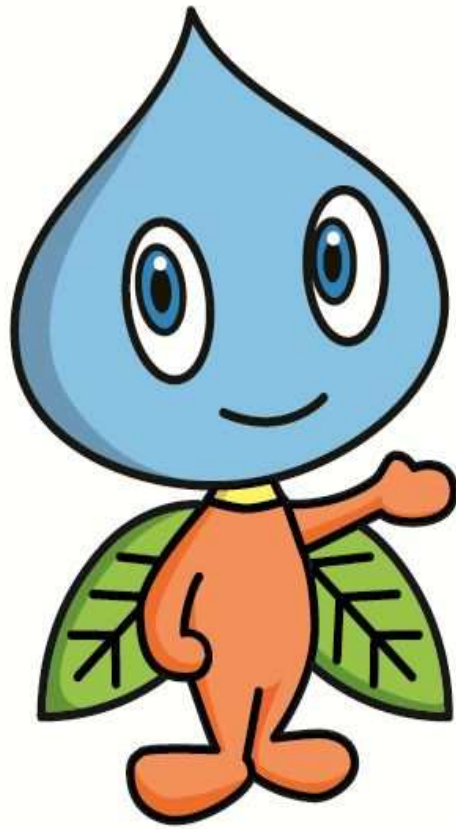


令和6年度
一般競争入札による上下水道局用地
(野立て看板設置) 一時貸付けの入札説明書



令和6年11月
川崎市上下水道局総務部管財課

目 次

◇ 令和6年度 一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書

◇ 趣旨

1	一般競争入札に付する事項	1
2	一般競争入札参加資格に関する事項	2
3	契約上の条件	2
4	広告物について	4
5	入札説明書及び一般競争入札参加申込書の交付	4
6	一般競争入札参加申込書等の提出	4
7	一般競争入札参加申込みに必要な書類	5
8	連帯保証人に関する書類	5
9	一般競争入札参加資格確認通知書の交付	6
10	入札保証金	6
11	一般競争入札参加資格の喪失	7
12	入札の手続き等	7
13	契約の手続き等	8
14	その他	9
◇	関係法令等	11
◇	一時貸付（野立て看板設置）契約書（案）	18
◇	一般競争入札参加申込書	28
◇	事業計画書	29
◇	連帯保証人となることの同意書	30
◇	神奈川県警察本部に照会することの同意書	31
◇	委任状・使用印鑑届	32
◇	入札保証金返還請求書	33
◇	一般競争入札（当日来庁される方）に関する委任状	34
◇	入札書	35
◇	入札会場案内図	36

入札説明書

趣 旨

川崎市（上下水道局）は、水道料金及び下水道使用料以外の収入確保を目的として行政財産の有効活用を推進しています。本件は、野立て看板設置物件の一時貸付けを活用策の一環として、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5の規定に基づき、貸付期間中継続して、運営（広告主募集等含む）及び維持管理並びに一時貸付物件の維持保全ができる法人（借受人）と一時貸付契約を締結するため、一般競争入札（価格による競争）を実施するものです。

1 一般競争入札に付する事項

（1）件名

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

（2）一時貸付物件

ア 所在地及び貸付面積

物件 番号	貸付所在地（地番）	平面上最大 面積※1	広告物の 高さ
1	川崎市中原区井田中ノ町 362-3	4.00 m ²	※2
2	川崎市中原区木月 3-1068-1	2.00 m ²	
3	川崎市宮前区土橋 2-1-1※3	2.00 m ²	

※1 真上から見たときの占有面積のことを指します。

※2 川崎市屋外広告物条例施行規則第11条別表第2によるものとし、看板の形状等については別途事前協議を必要とします。

※3 用地内に本市環境局の自動車排出ガス測定器が存在します。

イ 一時貸付物件の指定用途

野立て看板事業

（3）契約期間

契約日から令和12年3月31日まで

（4）貸付期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

（5）最低貸付料

各物件の最低貸付料は以下のとおりです。

物件番号1	180,000 円
物件番号2	90,000 円
物件番号3	100,000 円

（6）入札日程等

「上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け」の日程は、次のとおりです。

項 目	日 程
入札説明書の交付開始	令和6年11月12日（火）〈WEB サイトでのダウンロード〉

申込受付期間	令和6年11月18日（月）から令和6年12月10日（火）まで
入札参加資格確認通知書の交付	令和6年12月23日（月）
入札保証金納期限	令和7年 1月27日（月）
入札及び開札	令和7年 1月28日（火）
契約の締結期限	令和7年 2月28日（金）

2 一般競争入札参加資格に関する事項

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （２）川崎市上下水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- （３）地方公営企業法施行令第26条の5により貸付けが認められている法人であること。
- （４）国税又は市税の未納がないこと。
- （５）入札参加申込みに必要な書類を提出すること。（「7 一般競争入札参加申込に必要な書類」を参照）
- （６）本入札の趣旨、本入札説明書に定める条件及びその他法令等を遵守し、借受人自らが一時貸付物件（入札物件）に屋外看板を設置し、貸付期間中継続して、運営（広告主募集等含む）及び維持管理できる資力、能力等を有する法人であること。
- （７）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- （８）川崎市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- （９）神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- （10）その他法令等の規定により、川崎市（上下水道局）との間で上下水道局用地の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

（１）貸付契約の内容

本件の一時貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

（２）一時貸付物件の指定用途

借受人は、本入札の趣旨、本入札説明書に定める条件及びその他法令等を遵守し、貸付期間中継続して、一時貸付物件を「野立て看板事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。

（３）禁止事項

- ア 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築すること。

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸すること。ただし、広告代理店業者はこの限りではありません。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(4) 野立て看板について

ア 設置、撤去等に要する期間は、貸付期間に含みます。また、一時貸付物件には、令和7年5月31日までに野立て看板を設置して屋外広告物を掲載できる状態とし、一時貸付物件の維持管理を行わなければなりません。

イ 設置箇所は、空中部等を含め一時貸付物件外へ越境することはできません。

ウ 看板に付する設備（照明装置等）については、景観、近隣住民等に十分配慮し設置すること。

エ 設置、撤去等は**屋外広告業届出済証**（川崎市屋外広告物条例施行規則第16条）の交付を受けた者が施工すること。

オ 設置後は、設置した野立て看板を、施設賠償保険等に参加させること。

カ 設計、整備、運営及び維持管理、修繕等に係る費用については、借受人の負担とします。

キ 規格については、条例等に適合したものとし、設置にあたっては、事前に屋外広告物（新設・更新・変更・改造）許可申請書及び関係添付書類等を市に提出（※Ⅰ）すること。

また、申請においては、別に手数料の納付（借受者別途自己負担）が必要となります。（※Ⅱ）
なお、許可申請に必要な関係添付書類等については次の担当にお問い合わせください。

※Ⅰ 「屋外広告物（新設・更新・変更・改造）許可申請書」等提出お問い合わせ先

川崎市建設緑政局道路管理部路政課屋外広告物係

電話： 044-200-2814（直通）

場所： 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎16階

※Ⅱ 手数料（川崎市屋外広告物条例第40条別表より一部抜粋）

広告塔又は広告板

区分		単位	金額
広告塔又は広告板	照明装置のないもの	1基の表示面積5平方	1,000円
	照明装置のあるもの	メートルまでごとに	1,600円

注：手数料は屋外広告物許可の期間（2年）ごとに更新手続きが必要です。

ク 広告主に対する広告掲載価格については、借受人が定めること。

ケ 野立て看板の設置にあたり、転倒防止対策を行い、市民及び職員の安全を確保すること。

(5) 資料の提出等

川崎市（上下水道局）が、債権の保全上必要があると認めるときは、川崎市（上下水道局）は借受人に対して資料等の提出又は報告を求めることがあります。この場合、借受人は必ず川崎市（上下水道局）に協力しなければなりません。

(6) 一時貸付物件の維持保全義務等

ア 借受人は、一時貸付物件を、善良なる管理者としての注意を持って除草を行う等維持保全に努めなければなりません。それに関する一切の費用は、借受人の負担とします。**ただし、除草剤等の薬品は使用しないこと。**

イ 借受人は、本件野立て看板事業に一切の責任があります。

ウ 借受人は、川崎市（上下水道局）が一時貸付物件の管理上必要な事項を通知した場合に、その事

項を遵守しなければなりません。それに関する一切の費用は、借受人の負担とします。

エ 借受人は、一時貸付物件の使用にあたっては、近隣住民の迷惑とならないよう十分に配慮しなければなりません。

(7) 違約金

(1)から(5)までの条件に違反した場合には、契約金額の100分の30に相当する額を違約金として川崎市（上下水道局）に支払わなければなりません。

(8) 連帯保証人に関する事項

債務履行確保のために次の要件を備えた連帯保証人を立てていただきます。また、8に記載する連帯保証人に関する書類を提出していただきます。

ア 契約金額1年以上の年額所得又は固定資産（公簿価格）を有していること。

イ 市内又は近接市区町村に住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）を有すること。

ウ 国税又は市税の未納がないこと。

(9) 連帯保証人に関する事項

水道施設の衛生保持及び安全確保に関する川崎市（上下水道局）からの指示には、必ず従わなければなりません。

(10) 一時貸付物件の引渡し等

貸付期間の初日に引渡しを行います。貸付期間の満了時においては、借受人が引渡しを受けたとき（貸付期間以前に使用許可を受けて貸付物件を使用していた場合は、その使用許可を受けたとき。）と同状態の原状に回復して返還しなければなりません。

なお、貸付期間満了後も川崎市（上下水道局）が一時貸付物件を一時貸付事業のために貸し付ける場合において、川崎市（上下水道局）、借受人及びこの一時貸付物件の新たな借受人が合意したときは、この貸付物件に借受人が設置した工作物につき、原状回復義務を免れることができます。

4 広告物について

広告物については、川崎市屋外広告物条例（昭和46年条例第77号）、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日17川財財第298号）、川崎市広告掲載基準（平成17年11月22日）及びこれらに基づく規則その他の関係法令の規定に適合したものとする。

5 入札説明書及び一般競争入札参加申込書の交付

WEBサイトからダウンロードいただく方法となります。（窓口での交付は行っておりません。）

(1) 交付開始日

令和6年11月12日（火）から

(2) 掲載場所

川崎市上下水道局トップページ>事業者の方へ>お知らせ>入札・契約情報>令和6年度 一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板）一時貸付けについて

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。また、申込み

にあたっては、この入札説明書を熟読し、契約の条件、現地の状況及び利用制限等を御自身で確認の上、お申込みください。

(1) 申込方法

次の受付場所及び受付期間に直接書類を持参し、提出してください。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送などによる受付は行っておりませんので御注意ください。

(2) 受付場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市上下水道局総務部管財課（川崎市役所第3庁舎10階）

電話 044-200-3113（直通）

(3) 受付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月10日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）

7 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 一般競争入札参加申込書（本入札説明書28ページ）

(2) 神奈川県警察本部に照会することの同意書（本入札説明書31ページ）

(3) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

(4) 代表者の印鑑証明書

(5) 国税の納税証明書「その3の3」直近分。（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明）

(6) 市税の納税証明書（川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ）

ア 法人市民税

申込み時点において終了している事業年度のうち直近2事業年度分の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

イ 固定資産税・都市計画税（川崎市内に固定資産（償却資産を含む。）を有している場合のみ）

令和4年度、令和5年度の納税証明書（未納がないもの）をそれぞれ1部提出してください。

(7) 財務諸表

申し込み時点で終了している事業年度のうち直近2事業年度分の損益計算書、貸借対照表を提出してください。

(8) 事業計画書（本入札説明書29ページ）

(9) 8の連帯保証人に関する書類

8 連帯保証人に関する書類

一般競争入札参加申込みの際は、次の書類を提出していただきます。

(1) 連帯保証人が法人の場合

ア 連帯保証人となることの同意書（本入札説明書30ページ）

イ 神奈川県警察本部に照会することの同意書（本入札説明書31ページ）

ウ 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

- エ 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出た印鑑の証明書）
- オ 連帯保証人に関する7(5)から7(7)の書類
- カ 国税の納税証明書「その2」直近分。（所得金額の証明）

(2) 連帯保証人が個人の場合

- ア 連帯保証人となることの同意書（本入札説明書30ページ）
 - イ 神奈川県警察本部に照会することの同意書（本入札説明書31ページ）
 - ウ 印鑑登録証明書（市町村に届け出た印鑑の証明書）
 - エ 破産者等ではないことの身分証明書（本籍地の市町村長発行）
 - オ 登記されていないことの証明書（各法務局発行）
成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書
 - カ 国税の納税証明書（直近分）
 - (ア) 「その2」(所得金額の証明)
 - (イ) 「その3の2」(「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明)
 - キ 市税の納税証明書（川崎市民の方）
 - (ア) 市民税
令和4年度、令和5年度の納税証明書
 - (イ) 固定資産税（償却資産を含む。）
令和4年度、令和5年度の納税証明書
- * 必要に応じて、上記以外の書類提出を求めることがあります。その場合は、川崎市（上下水道局）の指示により、必要書類を提出してください。
 - * 証明書はいずれも原本とし、発行後3箇月以内のものとします。
 - * 一般競争入札参加申込み時に提出する書類に記載された個人情報、必要に応じて神奈川県警察本部に照会する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
 - * 提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

9 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和6年12月23日（月）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に6(2)の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書において「有」と認められた者に入札保証金の納入通知書を交付します。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は、1万円とし、指定の納入通知書にて令和6年1月27日（月）までに納付してください。
- (2) 入札保証金を納付後、入札保証金返還請求書（本入札説明書33ページを複写して使用してください。）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札受付時に提出していただきます。事前に入札保証金の納入通知書（領収印の押されているもの）の複写したものを貼付してください。

(3) 落札されなかった方が納付した入札保証金については、後日返還いたします。返還の手続は、入札保証金返還請求書の入札保証金返還欄に記載された金融機関への口座振込みにより返還いたします。ただし、返還する入札保証金には利息を付しません。また、一部取扱いができない金融機関がありますので、確認の際はお問い合わせください。

なお、返還までに2週間以上かかる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

(4) 落札者が納付した入札保証金については、契約保証金の一部に充当いたします。

11 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた方は、次の者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 一般競争入札参加資格があると認められた方

公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) 連帯保証人（法人等にあつてはこの法人等又はその役員等）

川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることが判明したとき。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時 令和7年1月28日（火） 午後2時

イ 場所 川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎10階サービス推進部会議室

* 受付は、令和7年1月28日（火）午後1時30分から午後2時まで行います。

* 入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、受付終了5分前までに入室をお願いします。

* 入札参加者以外は入札（開札）会場への入室はできませんので、御注意ください。また、会場スペースの関係上、入室は各社（者）2名までとさせていただきます。

(2) 入札時に持参する書類

ア 入札受付時に確認する書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認通知書

一般競争入札参加資格確認通知書を確認できない場合は、入札に参加することができませんので、十分御注意ください。

(イ) 入札保証金の納入通知書兼領収書の原本（領収印が押されているもの）

入札保証金の納期限内の納付を確認できない場合は、入札に参加することができませんので、十分御注意ください。

イ 入札受付時に提出する書類

(ア) 入札保証金返還請求書

入札保証金の納入通知書兼領収書（領収印が押されているもの）の写しを必ず添付してください（写しはA4判で作成してください。）。

(イ) 一般競争入札（当日来庁される方）に関する委任状（本入札説明書 3 4 ページ）

代理人の方が入札される場合は、委任状が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、提出してください。

入札書（本入札説明書 3 5 ページ）

ウ 入札に使用する書類

(ア) 入札書（本入札説明書 3 5 ページ） 1 物件につき 1 通

(イ) 封筒（入札の際に入札書を封入できる大きさのもの） 1 物件につき 1 通

必ず入札参加者名と物件番号名を記載してください。

(3) 入札手順

ア 入札書の持参以外の方法による入札は認めません。

イ 入札書に記載する入札金額（税抜き額）は、貸付期間中の貸付金額の総額（税抜き額）を記載してください。

ウ 入札金額の前に必ず「¥」マークを記載してください。

エ 入札参加者は、所定の入札書（本入札説明書 3 5 ページを複写して使用してください。）に必要事項を記載し、記名押印の上、入札参加者名を記載した封筒に封入し、入札時に入札箱に投函してください。

オ 代理人の方が入札される場合は、一般競争入札（当日来庁される方）に関する委任状（本入札説明書 3 4 ページを複写して使用してください。）が必要となりますので、必要事項を記載し、記名押印の上、入札受付時に提出してください。

カ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできませんので十分御注意ください。また、委任状についても同様です。

(4) 落札者の決定方法

1 (5) 最低貸付料を上回る入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにこの入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(5) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

13 契約の手続き等

(1) 契約締結期限

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）までに川崎市（上下水道局）と「上下水道局用地一時貸付契約（以下「本件契約」という。）」を締結していただきます（土曜日、日曜日を除く。）。契約書（案）は、1 8 ページから 2 7 ページまでのとおりです。また、本件契約に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関しての必要な費用は落札者の負担となります。

(2) 契約保証金

ア 落札者には、本件契約締結までに契約保証金として契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の10分の1（円未満切上げ）の額を納付していただきます。

なお、入札にあたって納付された入札保証金は、契約保証金の一部に充当しますので、差額分を納付してください。

イ 契約保証金は本件契約期間が満了したとき、一時貸付物件の原状回復を確認後、借受人の請求に基づき利息を付さずに返還します。ただし、借受人が設置した工作物に係る一切の権利及び原状回復義務を次の貸付期間における新たな借受人に引継いだことを川崎市（上下水道局）が確認したときは、一時貸付物件の原状回復を行ったものとみなし、借受人の請求に基づき利息を付さずに契約保証金を返還します。

ウ 借受人が本件契約上の義務を履行しないときは、川崎市（上下水道局）は本件契約を解除し、納付された契約保証金は川崎市（上下水道局）に帰属することになります。

エ 借受人の申入れによって本件契約を解除したときは、納付された契約保証金は川崎市（上下水道局）に帰属することになります。

（3）契約書作成の要否

本件契約締結の際には、川崎市（上下水道局）、借受人（落札者）及び連帯保証人の3者で契約書を作成し、各自1通を保有するものとします。

（4）入札保証金の帰属

落札者が（1）の期限までに本件契約を締結しない場合、入札保証金は川崎市（上下水道局）に帰属することになりますので十分御注意ください。

（5）貸付金額の納入期限等

貸付期間の開始日（令和7年4月1日）から起算して30日以内に貸付期間開始年度分の貸付料（落札価格÷5箇年）を川崎市（上下水道局）が発行する納入通知書により納入していただきます。契約締結年度の翌年度以降は、当該年度分の貸付料を4月30日までに川崎市（上下水道局）が発行する納入通知書により納入していただきます。ただし、納入期限の日が取扱金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日が納入期限の日となります。

郵便物が届かない場合には支払期日の7日前までに御連絡ください。

なお、納期ごとの分割金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額の全てを最初の納期に係る貸付金額に合算するものとします。

14 その他

（1）事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

（2）本入札説明書に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

（3）本入札説明書に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

川崎市上下水道局総務部管財課（川崎市役所第3庁舎10階）

電話 044-200-3113（直通）

（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）

関係法令等

地方自治法（抄）

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

（ 省 略 ）

（4）行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

（6）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

（7）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の

締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

地方公営企業法施行令（抄）

（地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け）

第26条の5 地方公営企業の用に供する行政財産である土地は、地方自治法第238条の4第2項から第5項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、国、他の地方公共団体、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第169条の2各号に掲げる者、一般社団法人及び一般財団法人、株式会社並びに総務大臣が指定する法人に対し、当該土地の用途として適切と認められる建物又は施設の用に供させるため、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができる。この場合においては、地方自治法第238条の5第4項及び第5項の規定を準用する。

川崎市上下水道局契約規程（抄）

（一般競争入札参加者の制限）

第2条 一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

2 前項の規定は、落札し、契約の締結をしない者にも適用があるものとする。

川崎市屋外広告物条例（抄）

（禁止地域等）

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により指定された風致地区
- （2）文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
- （3）川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第2条の規定により指定された建造物、史跡及び天然記念物等の文化財並びにこれらの周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
- （4）森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の規定により指定された保安林のある地域
- （5）道路、鉄道及びこれらから展望できる範囲で、市長が指定する区間及び区域
- （6）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- （7）河川、港湾、広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- （8）官公署、学校、図書館、公民館、体育館、病院、公衆便所その他公共的建造物で市長が指定するもの及びこれらの敷地
- （9）古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域
- （10）社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、市長が指定する区域
- （11）川崎市駅前広場占用条例（昭和38年川崎市条例第20号）第3条に規定する駅前広場

(許可の基準等)

第10条 広告物又は掲出物件は、その表示又は設置の位置、形状、面積、色彩、意匠等について規則で定める規格によらなければならない。

2 第3条の規定による許可の基準は、前項に定める規格のほか、規則で定める。

3 川崎市都市景観条例(平成6年川崎市条例第38号)第10条第1項の規定により定められた景観計画特定地区に表示する広告物又は設置する掲出物件は、前2項に定めるもののほか、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

4 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前2項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、川崎市屋外広告物審議会の議を経て、許可をすることができる。

川崎市屋外広告物条例施行規則(抄)

(広告物又は掲出物件の基準等)

第11条 条例第10条第1項に規定する広告物又は掲出物件の規格は、別表第2に定めるところによる。

別表第2(第11条関係)

4 立看板等又は広告旗

(1) 容易に転倒しない方法で設置すること。

8 広告塔若しくは広告板又は建築物その他の工作物等に表示する広告物若しくは設置する掲出物件

(1) 広告塔若しくは広告板又は工作物等(建築物を除く。)を利用する広告物又は掲出物件

ア 工作物を利用するものの面積は、1工作物当たり100平方メートル以内とすること。

イ 地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、30メートル以下とすること。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する高度地区の指定がある地域内においては、第1種高度地区内は地上から10メートル以下、第2種高度地区内は地上から15メートル以下並びに第3種高度地区及び第4種高度地区内は地上から20メートル以下とすること。

川崎市上下水道局競争入札参加者心得(抄)

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局(以下「局」という。)において行う競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が守らなければならない事項については、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札)

第3条 入札参加者は、川崎市上下水道局契約規程で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として川崎市に届け出た印鑑による。)又は押印制度のない国においては署名(川崎市に届け出た代表者本人の自署による。)の上、入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出しなければならない。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札

書に記載するものとする。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとする。

3 郵便による入札は、これを認めない。ただし、管理者が公告等により、特に認める場合は、この限りでない。

(代理人による入札)

第4条 代理人をもって入札する場合は、入札前に委任状の提出をしなければならない。この場合において、代理人が入札するときは記名押印又は押印制度のない国においては署名しなければならない。

(入札秩序の維持)

第5条 管理者は、入札に際して当該入札を妨害し、又は不正の行為をするおそれのあるときは、その者の入札を拒み、又は入札場外に退去させることができる。

(提出した入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札した者
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者
- (3) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書
- (4) 同一入札について、2通以上の入札をした者
- (5) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者
- (6) 入札者の記名押印のない、又は押印制度のない国においては署名のない入札書
- (7) 入札書中その要領が不明確なもの
- (8) 入札に関し不正の行為があった者
- (9) 再度入札以降、前回の最低価格以上（売却の場合にあっては最高価格以下）の価格で入札した者
- (10) 最低制限価格が設定されている場合に、その価格に満たない価格で入札した者
- (11) 予定価格が事前公表されている場合に、その価格を超える価格で入札した者
- (12) 積算内訳書の提出を求めている入札において、その提出が確認できない者
- (13) 入札参加者に設計書等の購入を求めている入札において、その購入が確認できない者
- (14) 指定した以外の方法により入札をした者

(再度入札)

第8条 再度入札の回数は、原則として1回とする。

2 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者とする。ただし、その前回の入札が前条の規定により無効とされた者及び調査基準価格が設定されている場合に、調査基準価格を下回る価格で入札し、調査の結果、落札できなかった者を除くものとする。

(落札者の決定)

第9条 落札者が決定したときは、適宜の方法によりその旨を落札者に通知する。

(落札者の手続)

第10条 落札者は、前条の通知を受けた日から5日以内に契約書、契約保証金その他契約に必要な関係書類を提出しなければならない。ただし、管理者が必要と認めるときは、5日を超えて指定することができる。

(入札保証金の没収)

第11条 入札保証金は、落札者が落札の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しないときは、局に帰属するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、5日を超えて指定することができる。

(設計書等の取扱い)

第12条 設計書、仕様書、図面等は、見積り又は業務実施以外の目的に使用してはならない。

2 局が貸与した設計書、仕様書、図面等は、入札の際に返却しなければならない。

(公正な入札の確保)

第13条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札思想についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第14条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の辞退等)

第15条 指名競争入札又は一般競争入札への参加確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退し、又は参加を取りやめることができる。この場合において、管理者はこれを理由として以後の指名等について不利益な取扱いをしない。

2 入札を辞退し、又は参加を取りやめるときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行の前にあっては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届等を入札を執行する者に直接提出して行う。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(抄)

(再発防止処分)

第8条

(省 略)

2 前項の規定により行うことができる処分は、次に掲げるものとする。

(1) いかなる名義をもってするかを問わず、土地又は建物を新たに取得し又は借り受けることを、地域を特定して、又は特定しないで禁止すること。

川崎市暴力団排除条例(抄)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であってその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの又は暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

（市の契約事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの（法人等にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例（抄）

（契約の締結における事業者の責務）

第22条 事業者は、その事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあると思料するときは、当該取引の相手方、当該取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業に関して書面による契約を締結するときは、その契約書に、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。ただし、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがないことが明らかなきときは、この限りでない。

3 事業者は、前項の規定により契約書においてその契約を解除することができる旨を定めた場合において、当該契約の履行が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することが判明したときは、当該契約の定めに従い、当該契約を解除するよう努めるものとする。

（利益供与等の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている部分に限る。）の増築、改築又は修繕を請け負うこと。
- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

【共通】一時貸付（野立て看板設置）契約書（案）

貸付人川崎市を甲、借受人 を乙、連帯保証人 を丙とし、甲乙
丙の間において、次の条項により、上下水道局用地（野立て看板設置）に関する一時貸付契
約を締結する。

なお、本契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

(一時貸付物件)

第1条 一時貸付物件は、次のとおりとする。

物件番号 ●

(1) 財產名稱 ●●用地

(2)所在地 川崎市●●区●●

(3) 貸付面積 ●m²

(契約期間)

第2条 契約期間は、契約日から令和12年3月31日までとする。

(貸付期間等)

第3条 貸付期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。なお、乙の野立て看板の設置及び撤去等に要する期間は、貸付期間に含むこととする。

2 乙は、甲が特に認めた場合には、一時貸付物件を利用させる利用者の募集及び利用者との契約行為等について、契約締結日以降から行うことができる。ただし、利用者がこの一時貸付物件を利用できる期間は、貸付期間の範囲内でなければならない。

(使用目的等)

第4条 乙は、自ら一時貸付物件に野立て看板を設置し、貸付期間中継続して、運営（広告主募集等含む）及び維持管理する事業（以下「野立て看板事業」という。）を行うものとする。

2 乙は、一時貸付物件を野立て看板事業の用途（以下「指定用途」という。）に使用しなければならない。

3 乙は、野立て看板事業を、川崎市屋外広告物条例（昭和46年条例第77号）、川崎市広告掲載要綱（平成17年11月21日17川財財第298号）、川崎市広告掲載基準（平成17年11月22日）及びこれらに基づく規則その他の関係法令の規定に適合したものとすること。

4 乙は、一時貸付物件を、善良なる管理者としての注意をもって、除草を行う等維持保全に努めなければならない。ただし、除草剤等の薬品は使用しないこと。

5 乙は、一時貸付物件を自ら野立て看板事業に関する工事費及び野立て看板事業運営の

ための維持管理費を負担して使用しなければならない。

(一時貸付物件の契約金額)

第5条 契約金額は、金 円とする。

2 乙は、契約金額を貸付期間内の各年度に分割して納付するものとし、各年度の貸付金額及び納期限は次表のとおりとする。

年 度	貸付金額	納入期限
令和7年度	落札価格÷5箇年 円	令和7年4月30日
令和8年度	落札価格÷5箇年 円	令和8年4月30日
令和9年度	落札価格÷5箇年 円	令和9年4月30日
令和10年度	落札価格÷5箇年 円	令和10年4月30日
令和11年度	落札価格÷5箇年 円	令和11年4月30日
契約金額	円	

3 乙は、前項の貸付金額を、甲が発行する納入通知書により納付しなければならない。

ただし、納期限が取扱金融機関の休日に当たるときは、その翌日とする。

(契約金額の改定)

第6条 甲は、一時貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認めるときは、乙に対して契約金額の増額を請求することができる。

2 甲が前項の規定に基づき乙に対して契約金額の増額を請求したときは、甲乙協議の上その額を決定する。

(遅延損害金)

第7条 乙は、第5条第2項に定める納期限までに各年度の貸付金額を納付しないときは、この納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

(充当の順位)

第8条 甲は、乙が納付した金額が、その納付した時点において弁済期が到来している契約保証金、各年度の貸付金額及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金、契約保証金、違約金、各年度の貸付金額の順で充当する。

(契約保証金)

第9条 乙は、本件契約の締結の前に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16に規定する契約保証金として金 円を甲の発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

2 納付済みの入札保証金は、前項の契約保証金の一部として充当する。

3 契約期間において、第6条の規定に基づき契約金額が増額された場合は、契約保証金は

契約金額の増額の割合と同様の割合で、契約金額増額の日から増額されるものとし、乙は増額後の契約保証金（円未満切上げ）と従前の契約保証金との差額を増額日から30日以内に甲が発行する納入通知書により甲に納付しなければならない。

- 4 甲は、本件契約終了後、乙が第24条に定める義務を履行したことを確認したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に返還する。ただし、第25条の規定に基づき、乙が設置した工作物の一切の権利及び原状回復義務を次の貸付期間における新たな借受人に引継いだことを書面にて確認したとき、甲は乙が第24条に定める義務を履行したものとみなす。
- 5 契約保証金を返還する場合、契約保証金に利息を付さないものとする。
- 6 甲が第21条の規定に基づき本件契約を解除したときは、契約保証金は甲に帰属する。
- 7 乙は、前項の規定により、甲に本件契約を解除され、契約保証金が甲に帰属したことに對して、一切の異議申立て等を行うことができない。
- 8 甲が第22条第1項の規定に基づき本件契約を解除したときは、乙は甲に、契約保証金の返還を求めることができる。
- 9 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他のいかなる方法によっても契約保証金返還請求権に担保を設定してはならない。

（一時貸付物件の引渡し）

第10条 甲は、貸付期間の初日に、一時貸付物件を現況有姿の状態で乙に引き渡すものとする。

（遵守事項）

第11条 乙は、次の各号を遵守して一時貸付物件を使用しなければならない。

- （1）乙は、令和7年5月31日までに野立て看板を設置し、屋外広告物を掲載できる状態としなければならない。
- （2）乙は、一時貸付物件に設置した野立て看板を施設賠償保険等に参加させなければならない。
- （3）野立て看板の広告掲載価格は、乙が定めること。
- （4）乙は、野立て看板を設置するにあたり、転倒防止対策を行わなければならない。
- （5）乙は、野立て看板を、空中部等を含め一時貸付物件外へ越境してはいけない。
- （6）乙は、野立て看板に付する設備（照明装置等）については、景観、近隣住民等に十分配慮して設置しなければならない。
- （7）乙は、甲が表示することを決定した広告物の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の15日前までに広告原稿その他必要な書類を甲に提出し、審査を受けなければならない。

（契約不適合責任の免責）

第12条 乙は、本件契約締結後、一時貸付物件が種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないものであることを発見しても、甲に対し、一時貸付物件の修補、代替物の

貸付け若しくは不足分の貸付けによる履行の追完請求又は契約解除をすることができないものとする。

(禁止事項)

第13条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 一時貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(以下「風俗営業等」という。)の建物敷地として利用することや第三者に風俗営業等をさせることもできないほか、指定用途以外の用途に供すること。
- (2) 一時貸付物件に建物を建築すること。
- (3) 一時貸付物件を第三者に転貸すること。ただし、広告代理店業者はこの限りではない。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

(修繕義務等)

第14条 甲は、一時貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該一時貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

2 一時貸付物件の滅失若しくはき損又は一時貸付物件の修繕等の実施により乙が一時貸付物件を使用できない場合が生じても、甲は、乙の貸付金額を返還しないものとする。

(滅失又はき損の通知)

第15条 乙は、一時貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合には、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第16条 乙は、その責めに帰する事由により一時貸付物件を滅失又はき損した場合において甲が請求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(保全義務等)

第17条 乙は、善良なる管理者としての注意をもって、除草を行う等一時貸付物件の維持保全に努め、それに関する経費は、全て乙の負担とする。ただし、除草剤等の薬品は使用してはならない。

2 乙は、前項の規定に従い一時貸付物件を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

3 乙は、本件野立て看板事業に関する全ての責務を負わなければならない。

4 乙は、甲が一時貸付物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合は、その事項を遵守し、それに関する経費は、全て乙の負担とする。

5 乙は、その責めに帰すべき事由によって第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わってその賠償の責めを果たした場合には、甲は乙に求償することができる。

6 甲は、一時貸付物件の安全管理又は衛生保全上必要があると認めるときは、乙に対し一時貸付物件の使用方法等について指示を与えるものとし、乙はその指示に従わなければ

ならない。

- 7 乙は、一時貸付物件及びその周辺の水道施設に異常を発見したときは、直ちに甲に連絡するものとする。

(資料等の提出)

第18条 甲は、債権の保全上必要があると認められるとき又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、乙に対し、その事業若しくは資産、経営状況に関して質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し又は参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、正当な理由なくその請求を拒み、妨げ又は忌避してはならない。また、乙は、直ちに甲に対して前項に規定する報告、資料の提出等をしなければならない。

(違約金)

第19条 乙は、貸付期間中に、第1条、第13条及び第17条第1項から第4項までの規定又は前条に定める義務に違反したときは、契約金額の100分の30に相当する額(円未満切捨て)を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、次条第2項又は第26条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除、中止、変更等)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、契約の解除、履行の中止又は契約変更を行うことができる。

- 2 契約の解除、履行の中止又は契約変更により乙が損失を受けたときは、甲は、乙と協議の上、補償をすることができる。

- 3 契約変更があったときは、甲乙間で速やかに変更契約を締結しなければならない。

(乙を原因とする契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本件契約を解除することができる。

- (1) 乙が納期限後3箇月以上貸付金額の支払いを怠ったとき。
- (2) 乙が第13条に定める禁止事項に違反したとき。
- (3) 乙又は丙が本件契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
- (5) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(乙の取締役を含む。)によって、その申立てがなされたとき。
- (6) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (7) 乙が裁判所から破産手続開始の決定を受け、又は所在不明となったとき。
- (8) 乙から契約の解除の申出があったとき。
- (9) 乙が地方自治法施行令第167条の4第2項第4号及び第5号の規定に該当したと

き。

(10) 乙又は丙（法人等にあつてはこの法人等又はその役員等）が川崎市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であることが判明したとき。

(11) その他本件契約の条件又は法令の規定に違反したとき。

2 甲が、前項の規定に基づいて本件契約を解除（以下、「解除権を行使」という。）したときは、乙は、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定に基づく解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用及び既納の貸付金額は返還しない。

4 甲は、第1項の規定に基づく解除権を行使したときは、乙の納付した違約金及び一時貸付物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用は返還しない。

5 乙は、甲が第1項の規定に基づく解除権を行使したことに伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

（甲の事由による契約の解除）

第22条 甲は、貸付期間中に公用又は公共用に供するため一時貸付物件を必要とするときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合は、解除日の9か月前までに乙に通知する。

3 甲は、第1項の規定により本件契約の全部又は一部を解除したときは、第5条第4項に定める各箇所の貸付金額に基づき、一時貸付物件の返還を受けた日の翌日以降分の既納の貸付金額を乙に返還するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が本件契約を解除した場合において、乙に損害（撤去にかかる費用を除く。）が生じるときは、甲にその賠償を請求できるものとする。

5 甲は、第1項の規定により本件契約の全部を解除したときは、第9条第4項及び第5項の規定に基づき、契約保証金を返還する。なお、第1項の規定により本件契約の一部を解除したときは、本件契約の終了後、第9条第4項及び第5項の規定に基づき、契約保証金を返還する。

（乙の事由による解除の申入れ）

第23条 乙は、やむを得ない事情がある場合は、甲に対して、理由を付した書面により本件契約の解除を申し入れすることができる。ただし、本件契約の一部の解除を申し入れすることはできない。

2 前項の解除の申し入れは、貸付期間の開始日から起算して1年6か月を経過する日以降の月末日を解除日として、当該解除日の9か月前までに行わなければならない。

3 第1項の規定により本件契約の解除を申し入れた場合、乙は、解除を申し入れた当該年度及びその次の年度に甲が実施する一時貸付の一般競争入札に参加できないこととする。

（一時貸付物件の返還）

第24条 乙は、本件契約の終了時において、一時貸付物件を引渡したときの原状に回復して、次の期日までに甲に返還しなければならない。ただし、貸付期間の満了前に、乙が引き続き当該一時貸付物件を使用することが明らかになったときは、甲の承認をもって、当該一時貸付物件の原状回復を要しないものとする。

(1) 貸付期間の満了による場合は、貸付期間の満了日

(2) 第20条、第21条及び第22条の規定により甲が本件契約を解除した場合は、甲の指定する期日

(3) 前条の規定により本件契約が解除された場合にあっては、前条第2項の解除日

2 前項の返還は、甲の立会いの上で行うものとする。ただし、甲が認めた場合はこの限りでない。

3 甲は、乙が第1項に定める義務を履行しないときは、甲においてこれを執行し、乙はその費用を甲に支払わなければならない。

(原状回復義務の引継ぎ)

第25条 甲が本件契約期間開始前から当該一時貸付物件を野立て看板運営事業のために貸付けている場合において、甲、乙及び前の貸付期間における借受人(「以下、前借受人」という。)が協議の上、合意したときは、乙は、当該一時貸付物件に前借受人が設置した工作物(甲が所有する固定資産を除く。)を受け継ぐことができる。この場合において、乙は、前借受人が設置した工作物に係る一切の権利及び原状回復義務も受け継がなければならない。

2 甲が本件契約終了後も当該一時貸付物件を野立て看板運営事業のために貸付ける場合において、甲、乙及び次の貸付期間における新たな借受人が協議の上、合意したときは、前項の規定に基づき乙が前借受人から受け継いだ工作物及び当該一時貸付物件に乙が設置した工作物(甲が所有する固定資産を除く。)につき原状回復義務を免れることができる。この場合において、それらの工作物に係る一切の権利及び原状回復義務を新たな借受人に引き継がなければならない。

(損害賠償)

第26条 乙は、その責に帰する事由により一時貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損した場合は、この滅失又はき損による損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は本件契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額が第9条第1項に規定する納入済の契約保証金の額を上回った場合について、その上回った額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第27条 乙は、貸付期間が満了した場合において、一時貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費及びその他の費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第28条 本件契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(連帯保証人)

第29条 丙は、乙が本件契約により甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

2 乙は、丙が次に定めるいずれかの資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

(1) 契約金額1年分の金額以上の年額所得又は固定資産(公簿価格)を有していること。

(2) 市内又は近接市区町村内に住所を有すること。

(3) 国税又は川崎市税の未納がないこと。

3 前項の規定により乙が新たな連帯保証人を立てる場合には、乙は、次の各号に掲げる書面を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

(1) 連帯保証人となることの同意書

(2) 神奈川県警察本部に照会することの同意書

(3) 連帯保証人に関する国税の納税証明書

(4) 連帯保証人が法人の場合にあっては、商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(5) 連帯保証人が法人の場合にあっては、代表者の印鑑登録証明書

(6) 連帯保証人が法人で川崎市内に本社又は事業所がある場合にあっては、川崎市税の納税証明書

(7) 連帯保証人が法人の場合にあっては、財務諸表(写し・直前決算2年間分)

(8) 連帯保証人が個人の場合にあっては、連帯保証人の印鑑登録証明書

(9) 連帯保証人が個人の場合にあっては、破産者ではないことの身分証明書

(10) 連帯保証人が個人の場合にあっては、成年後見にかかる自己が登記されていないことの証明書

(11) 連帯保証人が個人で川崎市民である場合にあっては、川崎市税の納税証明書

(住所等の変更の届出)

第30条 乙又は丙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

(1) 乙又は丙が所在地又は名称を変更したとき。

(2) 乙又は丙において合併、解散その他の変動があったとき。

(不当介入の排除)

第31条 乙は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅延なく甲に報告するとともに、所管の警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(近隣住民等への配慮、苦情の対応)

第32条 乙は、第10条の規定による一時貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十

分な注意を持って一時貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

- 2 乙は、一時貸付物件における野立て看板の維持管理等に伴うトラブル、第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、その費用を負担し、一切の責任を持って速やかに解決しなければならない。

(信義誠実の義務)

第33条 甲、乙及び丙の三者は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(強制執行認諾)

第34条 乙は、本件契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行を受けても異議がないことを認諾する。

(裁判管轄)

第35条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第36条 本件契約に関し疑義のあるとき又は定めのない事項については、川崎市上下水道局契約規程(昭和41年川崎市水道局規程28号)その他日本国の法令等によるほか、甲乙丙協議の上決定する。

本件契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市
上下水道事業管理者 大澤 太郎

乙

丙

一般競争入札参加申込書

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道局事業管理者

申 込 者	〒 ー 電話 ()
所 在	
ふりがな	
法人名・ 代表者名	実印

「令和6年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書」に記載された内容を承知し、次の上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申し込みます。

なお、申込者（法人等）にあっては当該法人等及びその役員等は、本申込書及び本申込みに必要な書類の記載事項について、全て事実と相違ないこと及び川崎市暴力団排除条例第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないことを誓約します。

また、川崎市上下水道事業管理者が、本申込書を含む一般競争入札参加申込み時に提出する書類に記載された個人情報が必要に応じて神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

入札物件	1	2	3
------	---	---	---

※ 参加を希望する物件番号を「○」で囲んでいただき、希望しない物件番号については「×」をしてください。

- 1 申込者は、「令和6年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書」の「7一般競争入札参加申込みに必要な書類」に記載された書類を提出する必要があります。
- 2 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 3 入札及び開札の日時並びに場所
 - （1）日時 令和7年1月28日（火）午後2時
 - （2）場所 川崎市上下水道局サービス推進部会議室（川崎市役所第3庁舎10階）
 - （3）受付時間 午後1時30分から午後2時まで

事業計画書

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

（申込者）

所 在

法人・代表者名

実印

入札物件の事業計画は次のとおりです。

1 どのような野立て看板事業を行うのか。その事業内容を具体的に記載してください。

2 貸付期間満了時の物件の返還手順について記載してください。

※土地利用計画図を添付してください。

連帯保証人となることの同意書

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道事業管理者

（連帯保証人）

住 所

又は

所 在

ふりがな

氏 名

又は

法人名・代表者名

実印

生年月日

年 月 日

連 絡 先

私は、「令和6年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け入札説明書」に記載された内容を承知し、以下の入札者が落札者となった場合には、その連帯保証人となることに同意します。

なお、私は、この同意書等の記載事項について事実と相違ないこと及び川崎市暴力団排除条例第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団、暴力団員等若しくは暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないことを誓約いたします。

また、川崎市上下水道事業管理者が、この同意書を含む一般競争入札参加申し込み時に提出する書類に記載された個人情報が必要に応じて神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

（入札者）

所 在

ふりがな

法人名・

代表者名

実印

連 絡 先

（入札物件）

物件番号	
------	--

※本同意書のほかに「7 連帯保証人に関する書類」が必要となります。

神奈川県警察本部に照会することの同意書及び誓約書

川崎市上下水道事業管理者が、代表者又は役員に暴力団員（又は関係者）がいないことを確認するため、本書面に記載された全ての者の個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。なお、性別に係る情報を求められた場合は、川崎市上下水道事業管理者へ情報提供することを誓約します。

法人名

代表者氏名

実印

（一般競争入札参加申込書に記載の申込書を記入してください。）

※入札参加申込時点で商業登記簿（履歴事項全部証明書）の役員に関する事項欄に記載の役員を全て記載してください。

1	役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日
		-----	大・昭・平 年 月 日
	住 所		
2	役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日
		-----	大・昭・平 年 月 日
	住 所		
3	役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日
		-----	大・昭・平 年 月 日
	住 所		
4	役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日
		-----	大・昭・平 年 月 日
	住 所		

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

委任状

私は、次の者を代理人として定め、「令和6年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書」に記載された全ての内容を承知し、当該貸付けに係る次の事項に関する権限を委任します。

- ・ 入札に関すること。
- ・ 契約締結に関すること。
- ・ 復代理人の選任に関すること。
- ・ その他契約履行に関する一切のこと。

委任者（代表者）

代表者印（印鑑登録印）

住所又は所在地

〒

商号又は名称

代表者職氏名

受任者

住所又は所在地

〒

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

() -

受任者使用印鑑

※ 受任者は、契約の締結等にふさわしい方（支店長等）にしてください。

使用印鑑届

右の印鑑を「令和6年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書」における一時貸付けに係る次の事項に関して使用する印鑑として届け出ます。

- ・ 入札に関すること。
- ・ 契約締結に関すること。
- ・ 復代理人の選任に関すること。
- ・ その他契約履行に関する一切のこと。

代表者印（印鑑登録印）

受任者（代理人）

住所又は所在地

〒

商号又は名称

代表者職氏名

受任者使用印鑑

注1 使用印鑑にスタンプ印を使用することは御遠慮ください。

注2 「受任者使用印鑑」には全て同一印鑑を押印し、受任者名で届けてください。

入札保証金返還請求書

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道局事業管理者

申 込 者	〒 ー 電話 ()
所 在	
ふりがな	
法人名・ 代表者名	実印

令和7年1月28日執行の上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けにおける「物件番号 」の入札保証金として、以下の金額を納付します。

入札保証金の金額			百万	¥	万	千			円
					1	0	0	0	0

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、既に提出した入札保証金を以下の返還先に振り込んでください。

金融機関名	銀行 支店							
預金種別	普通 ・ 当座							
口座番号								
ふりがな								
口座名義人 （請求人）								

- 1 入札参加申込者、入札者及び口座名義人（請求者）は、全て同一人にしてください。
- 2 入札保証金の金額は、納付金額を記載し、金額の前に必ず「¥」マークを記載してください。
- 3 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。

提出日：令和7年1月28日（火）（入札当日）

一般競争入札(当日来庁される方)に関する委任状

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

私は、次の者を代理人と定め、令和7年1月28日執行の上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

[illegible]

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市上下水道局事業管理者

[illegible]

- ※1 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 2 委任状に記載した代理人（受任者）の住所、氏名及び代理人（受任者）の印影は、入札書の代理人欄に記載、押印するものと同一にしてください。
- 3 令和7年1月28日（火）の入札当日に受付へ提出してください。

入札書

上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付け

令和 年 月 日

（宛先）川崎市上下水道局事業管理者

入札者
所 在

ふりがな
法人名・代表者名

実印

代理人
住 所

ふりがな
氏 名

印

「令和6年度一般競争入札による上下水道局用地（野立て看板設置）一時貸付けの入札説明書」に記載された内容を承知し、次のとおり入札します。

物件番号	
------	--

金 額		十億			百万		万	千			円
-----	--	----	--	--	----	--	---	---	--	--	---

- ※1 代理人による入札の場合は、入札者の所在、法人名・代表者名の記載及び押印のほかに、代理人の住所（所在）、氏名の記載及び押印と委任状の提出が必要です。
なお、この場合の代理人の住所（所在）、氏名及び代理人の印影は、委任状に記載及び押印されたものと同一にしてください。
- 2 入札金額は、アラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。入札金額を書き損じた場合は、作成し直したものを提出してください。
- 3 提出書類に押印する印鑑（実印）は、全て同一のものを使用してください。
- 4 入札書は、入札参加者名及び一時貸付物件の物件番号を記載した封筒に封入してください。
- 5 入札金額は、貸付期間中の貸付金額の総額（税抜き額）を記載してください。

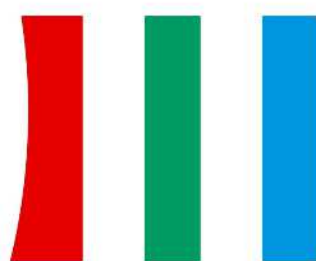
入札会場案内図

場 所 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市市役所第3庁舎10階
(川崎市上下水道局サービス推進部会議室)

連絡先 川崎市上下水道局総務部管財課
川崎市川崎区東田町5-4(川崎市役所第3庁舎10階)
電 話 044-200-3113(直通)

※車ででの来場は、御遠慮ください。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市